

通達甲（交. 免本. 行）第112号

昭和52年12月1日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

運転免許に関する行政処分事務処理要綱の制定について

〔沿革〕 昭和53年2月 通達甲（交. 総. 管）第18号、11月同（交. 総. 法）第100号

62年11月 同（交. 免本. 行）第29号

平成2年8月 同（副監. 交. 総. 法）第10号

4年5月 同（交. 免本. 行）第12号、7月同第20号

5年3月 同（副監. 総. 企. 組）第8号

6年5月 同（副監. 交. 総. 法）第9号

7年2月 同（副監. 総. 企. 管）第1号、3月同（交. 総. 情）第6号、12月
同第30号

8年8月 同（副監. 交. 総. 法）第11号

10年3月 同第8号、9月同（副監. 交. 免本. 管）第19号

12年6月 同（交. 免本. 管）第12号

13年11月 同（副監. 総. 情. 企1）第28号

14年5月 同（副監. 交. 総. 法）第14号

15年2月 同（交. 免本. 管）第2号、11月同（交. 免本. 処管）第19号

16年10月 同第10号

17年9月 同（副監. 総. 企. 組）第21号

18年5月 同第12号

19年5月 同（交. 免本. 管1）第6号

21年5月 同第8号

22年8月 同（交. 免本. 審1）第9号

25年9月 同（交. 免本. 執3）第11号

26年 5月 同（副監. 交. 総. 法）第23号

27年 6月 同（副監. 交. 免本. 処調）第18号

29年 3月 同（副監. 交. 免本. 管1）第3号改正

29年 9月 同（交. 免本. 執3）第8号

このたび、別添のとおり、運転免許に関する行政処分事務処理要綱（昭和52年12月1日通達甲（交. 免本. 行）第112号）の一部を改正し、平成29年9月11日から実施することとしたから、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 運転免許に関する行政処分事務処理要綱の制定について（昭和44年12月20日通達甲（交. 免本. 行）第138号）
- 2 自動車等運転者に対する行政処分の即日執行について（昭和46年4月13日通達甲（交. 免本. 行）第17号）

記

1 趣旨

運転免許に関する行政処分の事務処理については、旧要綱により運用されてきたところであるが、旧要綱は制定後8年を経て法規の改正及び処分対象実態の変化等により実情に即さない点が生じたほか、関連した通達や資料が別に定められ、その手続が複雑になっていたので、それらの通達等を整理統合し、併せて行政処分手続を迅速かつ適正にして、悪質運転者の排除と新たな処分対象者（暴走行為者や暴力ドライバー等）対策の強化を図ろうとするものである。

2 要点

- (1) 自動車等運転者に対する行政処分の即日執行及び運転免許行政処分の執行依頼についての通達並びに行政処分に関する実務資料等を本要綱に整理統合した。
- (2) 資料により実施していた「準仮停止」を本要綱に定めるとともに、準仮停止及び行政処分の先日付呼出しの対象を拡大して、行政処分の迅速な処理を図ることとした。
- (3) 暴走行為者、暴力ドライバー等に対する危険性帯有による行政処分及び覚せい剤等を使用する不正常運転者に対する行政処分手続を新たに定めた。
- (4) 行政処分の量定、決定及び執行等の手続様式を簡略化して、行政処分の迅速化を図るとともに、決裁の責任区分を明確にした。
- (5) 行政処分書等の送付期限を実情に沿うよう改めるとともに、警察署等における調査票作成

責任者及び代理者の事務処理について定め、行政処分書等の作成事務が迅速かつ適正に行われるようにした。

3 運用上の留意事項

(1) 削除

(2) 行政処分書の送付について（第7）

行政処分の適正な執行は、行政処分書の迅速な作成、送付によりなされるものであるから、行政処分の対象事案を取り扱った取締警察官等は、速やかに行政処分書を作成し、警察署長等に提出することが必要である。また、行政処分書の審査、交通基本情報管理システムへのデータ登録又は行政処分書の送付事務を担当する幹部は、適正な審査点検及びデータの登録を速やかに行い、期限内に行政処分書を送付するように努めること。

(3) 早期意見の聴取該当事案について（第6節）

従来、資料によつて行つていた制度を、そのわくを若干拡大して本要綱に定め、恒常的に実施することとした。

早期意見の聴取該当事案は、仮停止又は仮禁止（以下「仮停止等」という。）の事案と異なり、免許の効力の停止処分や免許証の保管を警察署長等が行うことなどはできないので、意見の聴取通知を事案発生時に行うことによつて、仮停止等の事案と同様に迅速な処分ができるように考慮したものである。したがつて、仮停止等と同じ考えで運用しないように留意すること。

(4) 精神病患者又はその疑いのある者の行政処分書等の送付について（第7の5、第8の3、別添第1の第1の3の(3)）

従来、精神病院等に入院中の者又は専門医の診断書若しくは入院証明書があつて精神病患者であることが明らかな者と、精神病患者の疑いがあるにとどまる者とが混同されていたので、前者は「行政処分書」により運転免許本部審査登録課に、後者は「臨時適性検査該当者発見（検査）通知書」により運転免許本部運転者教育課に送付することとしたものである。

(5) 麻薬等薬物中毒者の行政処分について（第8の5、別添第1の第1の3の(2)）

麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、睡眠薬、シンナー及びその他の薬物（以下「麻薬等」という。）の中毒者については、法第103条第1項による免許の取消しに該当する場合もあるが、短期間で治癒することもあり、これを適用することは困難であるところから、過労運転等（法第66条）として行政処分を検討することとする。このため、事案を取り扱う場合は、麻薬等の取締担当係と緊密な連携をとりつつ行政処分の適用について積極的に検討し、行政処分書の作成に当たっては、審査登録課と連絡を密にして処理すること。

- (6) いわゆる暴力ドライバー等の行政処分について（第8の4の(5)、別添第1の第1の3の(8)）

自動車等の運転態度、交通方法等に関する紛争に起因して殺人、傷害等を行つた場合、その者の心理的運転不適格性について検討し、危険性帯有者として行政処分を行うこととしたので、この種刑事事件が発生した場合は、捜査担当係と緊密な連携をとり、行政処分について検討し、行政処分書等の作成に当たっては、事前に審査登録課と連絡を密にして作成すること。

- (7) 故意に石、ガラスびん、金属片等を投発射し、又は無人自動車等を走らせて交通の危険を生ぜしめた者の行政処分について（第8の4の(6)、別添第1の第1の3の(9)）

その者が自動車等を現に運転していなくても、運転免許を有する者であるときは、その者の心理的運転不適格性について検討し、危険性帯有者として行政処分を行うこととしたので、この種事案が発生したときは、事案担当係と緊密な連携をとり、行政処分について検討し、行政処分書等の作成に当たっては、事前に審査登録課と十分な連絡をとること。

- (8) 共同危険行為の教唆、ほう助又は関与者の行政処分について（第8の4の(4)、別添第1の第1の3の(5)）

共同危険行為を教唆した者、ほう助した者及び共同危険行為に関与した者に対しては、重大違反唆し等又は危険性帯有者として行政処分を行うので、行政処分書の作成に当たっては、審査登録課と連絡を密にして処理すること。

- (9) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪に当たる行為を行つた者の行政処分について（別添第1の第1の1の(1)）

人の死傷の結果を生じさせるような実質的な危険を有する自動車の運転行為を行い、その結果、人を死傷させた者について、その行為の有する危険性の実質に照らして行政処分を行うので、行政処分書の作成に当たっては、事前に審査登録課と連絡を密にして処理すること。

- (10) 事故用行政処分原票の記載要領について（別添第1の第1の1）

簡約特例書式の制定により交通事故事件の処理が簡素化されたことに伴い、行政処分に対する不服申立ての処理に必要な交通事故関係書類が取扱警察署に保存されない場合が多くなることから、抗争の生ずるおそれがあると認められる事件については、当該関係書類の保存に努め、審査登録課から書類の送付について要請があつた場合は、これに応じられるようにすること。

また、行政処分事務の省力化のため、書式を必要最小限の項目にしてあり、これに基づき

行政処分を執行することから、全項目を漏れなく記載すること。

別添

運転免許に関する行政処分事務処理要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、運転免許に関する行政処分事務の処理要領を定め、その事務の迅速、適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「違反行為」とは、自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げる一般違反行為及び別表第2の2の表の上欄に掲げる特定違反行為をいう。
- (2) 「違反行為等」とは、「違反行為」、「交通事故」、法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者（以下「心身障害者等」という。）である場合、第90条第1項第5号又は第103条第1項第6号の規定に該当する者（以下「重大違反唆し等」という。）である場合、第90条第1項第6号又は第103条第1項第7号の規定に該当する者（以下「道路外致死傷」という。）である場合又は第103条第1項第8号の規定に該当する者（以下「危険性帯有者」という。）である場合をいう。
- (3) 「行政処分書」とは、事故用行政処分原票、交通切符用行政処分原票、保管場所法切符用取締り原票、交通反則切符用行政処分原票、点数切符用行政処分原票及び一般用行政処分書をいう。
- (4) 「違反等登録票」とは、運転者管理業務処理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交. 免本. 管）第16号。以下「運転者管理要綱」という。）に定める違反登録票、事故登録票、事案登録票、違反事故処分・短縮・手配等登録票、違反外処分・短縮・手配登録票、取消等該

当関連情報登録票及び不適格抹消・追記登録票をいう。

- (5) 「交通基本情報管理システム」とは、交通警察に係る各種業務情報を警視庁情報管理システムに登録して処理を行うことにより、情報の一元化と業務の省力化を図るシステムをいう。
- (6) 「違反等登録データ」とは、所属端末装置により交通基本情報管理システムに登録する交通違反のデータ、交通事故のデータ、重大違反唆し等及び道路外致死傷事案のデータをいう。
- (7) 「違反等登録」とは、運転者管理要綱に定める違反登録、事故登録及び事案登録をいう。
- (8) 「行政処分」とは、運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止（以下「運転禁止」という。）の処分をいい、以下「処分」という。
- (9) 「処分をした旨の通知」とは、法第90条第11項若しくは法第103条第9項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は法第104条の2の2第7項の規定により、処分をした東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）から被処分者の住所地を管轄する道府県公安委員会（道方面公安委員会を含む。以下同じ。）に対して行う処分をした旨の通知をいう。
- (10) 「処分事案の移送」とは、処分事由発生時における運転者の住所地が公安委員会の管轄区域外にある場合に、公安委員会から住所地を管轄する道府県公安委員会に対して行う処分該当事案の移送をいう。
- (11) 「道府県警察」とは、道府県公安委員会及び道府県警察本部長（道方面本部長を含む。）をいう。
- (12) 「取締警察官等」とは、前記(2)の違反行為等の取締り又は処理に従事した警察官をいう。
- (13) 「警察署長等」とは、警察署長、交通執行課長、交通捜査課長、駐車対策課長、運転免許試験場長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び自動車警ら隊長をいう。
- (14) 「処分手配者」とは、違反行為等により処分該当になっているが処分が未執行で所在不明となっている者及び出頭通知に応じないで一定期間を経過し、処分手配登録を行つた者をいう。
- (15) 「運転免許証等」とは、運転免許証、国際運転免許証又は外国運転免許証をいう。
- (16) 「処分書」とは、警視庁行政処分取扱規程（昭和43年5月11日東京都公安委員会規程第5号。以下「行政処分規程」という。）別記様式第13の1から別記様式第13の20の3まで

の「処分書」をいう。

- (17) 「保管証」とは、行政処分規程別記様式第13の21から別記様式第13の23までの「保管証」をいう。
- (18) 「出頭命令書」とは、行政処分規程別記様式第13の21から別記様式第13の23までの「出頭命令書」をいう。
- (19) 「出頭命令通知書」とは、出頭命令を行つたときに、当該出頭命令を受けた者の居住地を管轄する道府県公安委員会に対して、その内容を通知する行政処分規程別記様式第13の21から別記様式第13の23までの「出頭命令通知書」をいう。
- (20) 「行政処分書等」とは、行政処分書及び保管証・出頭命令書をいう。
- (21) 「暴走行為」とは、自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行し、又は並進する場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等令別表第2の1の上欄に掲げる違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反行為と同時にした違反行為を除く。）をいう。
- (22) 「集団走行暴力行為」とは、道路又は公園、海水浴場、駅構内等道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等の運転者又は同乗者が集団の勢力をかりて行う次に掲げる行為をいう。
- ア 石、ガラスびん、金属片その他人若しくは車両等を損傷するおそれがある物件を投げ、又は発射する行為
- イ 暴行、傷害、器物損壊等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるもの
- (23) 「自動車登録番号標等隠ぺい行為者」とは、暴走集団（共同危険行為等禁止違反を行うおそれのある集団をいう。以下同じ。）に参加した運転者であつて、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第4項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定（以下「道路運送車両法の規定」という。）に違反する行為をしたものをいう。
- (24) 「共同危険行為の関与者等」とは、共同危険行為等禁止違反であることを知りながら同乗した者、集団走行暴力行為をし、又は集団走行暴力行為を唆し、若しくは助けた者、道路以外の場所において共同危険行為等禁止違反に規定する行為と同様の行為をした者、暴走行為を指揮し、又は率先助勢した者及び暴走集団に参加した者を指揮して、道路におけ

る当該集団の通行に際し、道路運送車両法の規定に違反する行為をさせた者をいう。

(25) 「行政指導」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号に規定するものをいう。

(26) 「受験相談」とは、運転免許試験を受けようとする者であつて、法第96条第1項に該当せず、かつ、同条第2項から第5項までのいずれかに該当するもの又は法第96条の3第1項若しくは第2項に該当するものに対し、当該運転免許試験を受験する資格を有するか否かを確認するために行う相談をいう。

第2章 行政処分書等の作成、送付

第3 行政処分書等の作成

1 取締警察官等は、違反行為等を発見したときは、別添第1の「行政処分書記載要領」に定める作成区分に従つて、速やかに行政処分書を作成し、警察署長等に提出するものとする。この場合において、違反行為等が競合し、複数の行政処分書を作成したときは、一括して提出するものとする。

2 取締警察官等は、前1の措置に当たつて当該事案が交通事故に係るものであり、かつ、当該事故の調査に相当の時間を要するものであるときは、とりあえず事故登録に必要な事項を記入又は入力の上、提出するものとする。

3 取締警察官等は、交通事故のうち次のいずれかに該当する場合は、行政処分書の欄外にその旨を朱書するものとする。

なお、送付後に当該事実が判明した場合は、速やかに運転免許本部長（審査登録課経由）に通報するものとする。

(1) 事案が当初から争いとなつているもの

(2) 事案が複雑で不注意の程度（危険度）の認定が困難と認められるもの

4 取締警察官等は、行政処分が自己の作成した行政処分書に基づいて行われるものであることを銘記し、事実認定を適正に行い、かつ、行政処分書は正確かつめいりように記載するものとする。

5 取締警察官等は、違反取締等で処分手配者を発見し、出頭を命じ、その者の運転免許証等を保管したときは、出頭命令書及び保管証を交付し、その翌日までに運転免許証等及び関係書類を警察署長等に提出するものとする。

第4 削除

第5 違反等登録データの登録

- 1 警察署長等は、前記第3の1により提出された行政処分書に係る事案が違反行為等に該当し、かつ、送致が相当と認めるときは、交通基本情報管理システムに違反等登録データを登録するものとする。
- 2 警察署長等は、業務を担当する警部補又はこれに相当する者の中から違反等登録データ登録の登録責任者を指定し、交通基本情報管理システムへの登録の適正を図るものとする。

第6 行政処分書等の審査

- 1 警察署長等は、警部補以上の階級にある者のなかから違反等登録に関する審査責任者を指定し、次の事項に留意して審査を行わせるものとする。
 - (1) 審査責任者は、行政処分書の所要欄の内容を交通基本情報管理システムに違反等登録データとして登録するために必要な事項、特に「氏名」、「生年月日」、「性別」及び「免許証番号」が正確かつめいりように記載されているかどうかを点検し、所要の整備をすること。
 - (2) 審査責任者は、違反行為等の種別、人身事故の場合における不注意の程度若しくは被害状況の記載内容の不備又は事実認定の誤りについて審査し、所要の整備をすること。
 - (3) 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が別表第1の「交通事故に関する登録除外事由」に該当すると認めるときは、行政処分書の欄外にその意見（「登録除外相当」等）を付記すること。
 - (4) 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、逮捕簿、交通事故事件索引簿（人身事故用）及び犯罪事件簿等に登載した事件のうち行政処分書を作成しなかつたものについて、その理由を当該事件簿の余白に明記し、警察署長等の決裁を受けること。
 - (5) 審査責任者は、行政処分書の送付に関する一切の事務について責任をもつて処理すること。
 - (6) 審査責任者は、処分手配者から保管した運転免許証等、出頭通知書等の送付に関する一切の事務について責任をもつて処理すること。
- 2 警察署長等は、前1の(4)の犯罪事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となつた事件の送致記録によつて行政処分書及び違反等登録データの登録並びにそれに基づく違反等登録が適正に行われているかどうかについて随時点検するものとする。

第7 行政処分書等の送付

- 1 行政処分書は、行政処分規程別記様式第1又は別記様式第1の2の「送付書」により、運転免許本部長（道府県居住者に仮停止等処分を行ったときは当該被処分者の住所地を管轄する道府県警察）に送付するものとする。
- 2 送付書は、次の区分によりそれぞれ別個に作成するものとする。
 - (1) 交通人身事故として取り扱ったもの
 - (2) 交通切符を適用したもの
 - (3) 反則切符を適用したもの
 - (4) 点数切符を適用したもの
 - (5) 保管場所法切符を適用したもの
 - (6) 基本書式又は簡易書式を適用したもの
 - (7) 心身障害者等、重大違反唆し等又は道路外致死傷（令別表第4に掲げるものに限る。以下同じ。）及び危険性帯有者
- 3 行政処分書の送付期限は、次のとおりとする。ただし、警察署長等は、事故又は違反の発生日から1年以上経過して送付する場合は、交通部長（運転免許本部審査登録課経由）に遅延理由を報告するものとする。
 - (1) 法令違反、共同危険行為関係事案及び物件事故の場合
 - ア 交通切符、反則切符又は点数切符を適用したものは、告知の翌日から5日以内
 - イ 前ア以外の法令違反は、所要の処理が終了したならば、直ちに
 - (2) 交通人身事故の場合は、取扱いの日から10日以内
 - (3) 心身障害者等、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有者の場合は、所要の処理が終了したならば、直ちに
 - (4) 仮停止等の処分をした場合及び早期意見の聴取の手続を行った場合は、発生日から3日以内（道府県居住者に仮停止等処分を行ったときは当該被処分者の住所地を管轄する道府県警察に送付することとなっているので、到着期限に留意すること。）
- 4 処分手配者から保管した運転免許証等は、関係書類とともに行政処分規程別記様式第1の3の「保管免許証・出頭通知書送付書」により、保管の時から72時間以内に運転免許本部長（行政処分課経由）に送付するものとする。
- 5 心身障害者等については、専門医の診断書等によつて、心身障害者等であることが明らかなものについては、一般用行政処分書により運転免許本部長（審査登録課経由）に送付し、心身障害者等である疑いのあるものについては、臨時適性検査事務処理要綱（平成6年4月

28日通達甲（交．免本．安）第11号。以下「臨時適性検査要綱」という。）に定める臨時適性検査該当者発見（検査）通知書により運転免許本部長（運転者教育課経由）に送付するものとする。

- 6 警察署長等は、行政処分書を送付した事案について、違反等登録の内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、当該行為者の住所、氏名、生年月日、免許証番号、事件名、事件番号及び送付年月日を明らかにして、速やかに運転免許本部長（審査登録課経由）に通報するものとする。

第8 添付すべき書類等

- 1 行政処分書には、次の区分により必要最小限度の証拠書類等（写しを含む。）を添付するものとする。
 - (1) 酒酔い運転及び酒気帯び運転については、警視庁交通違反取締規程の運用について（平成13年10月1日通達甲（交．執．執1）第11号）に定める「酒酔い、酒気帯び鑑識カード」又は鑑定書（写し）。ただし、検知を拒否した場合又は特別の理由があつて検知できないときは、鑑識カードの化学判定欄を空欄とし、捜査報告書によりその状況を明らかにすること。
 - (2) 違反事実を否認するものについては、函面、捜査報告書等
 - (3) 共同危険行為者、暴走行為者、集団走行暴力行為者又は自動車登録番号標等隠ぺい行為者については、現認報告書、供述調書、実況見分調書等その事実を明らかにする資料
 - (4) 暴走行為者の行為を暴走行為と認定し、交通切符及び反則切符等で処理したものについては、暴走行為と認定した捜査報告書、実況見分調書、供述調書等暴走行為の事実を明らかにする資料
- 2 交通事故に係る行政処分書には、次の区分により証拠書類等を添付するものとする。
 - (1) 死亡事故、負傷者救護又は危険防止措置義務違反、故意犯、事故当事者間の供述が異なる事犯及び道府県居住者による事犯は、送致書、捜査報告書、実況見分調書、供述調書（被疑者、被害者、参考人）、診断書その他その事実を明らかにする証拠書類等（写しを含む。）
 - (2) 整備不良車両を運転したと認められる事故は、資格ある自動車整備士の供述調書又は鑑定書等
 - (3) 事故の当事者からの申出等により事案の再調査を行つた結果、当初の実況見分のときと異つた事実が判明した場合は、当事者双方に新たに作成した実況見分調書の現場見取図を示して作成した補充調書等後日処分対象者が処分事由について否認した場合に備えての証

証拠書類等

- 3 心身障害者等については、診断書又は入院証明書、事実調査報告書（端緒、特異な言動、専門医の意見等を内容とするもの）、その他本人、家族、雇用者等の供述調書も添付するものとする。
- 4 重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有者については、次の区分により証拠書類等を添付するものとする。
 - (1) 違反行為を唆し（下命）した事犯は、違反行為者の交通切符、供述調書及び鑑識カード並びに唆し（下命）した被疑者の供述調書及び捜査報告書
 - (2) 道路以外の場所で自動車等を運転し、人を死傷させ、又は建造物を損壊した事案（故意を含む。）は、実況見分調書、被疑者及び被害者の供述調書並びに捜査報告書
 - (3) 不正な手段で免許証の交付を受け、二重免許を所持している者については、運転免許再交付申請書、再交付免許証及び被疑者供述調書
 - (4) 共同危険行為を唆し、若しくは助けた者又は共同危険行為に関与した者については、本犯の行政処分書の写しその他共同危険行為を唆し、助け、又は共同危険行為に関与した事実を明らかにする資料（現認報告書、供述調書等）
 - (5) 共同危険行為等の関与者等については、事実現認報告書、捜査報告書、供述調書（被疑者、被害者、参考人）、実況見分調書、診断書等
 - (6) 自動車等の運転態度、交通方法等に関する紛争に起因して犯罪（殺人、傷害等）を行つた者又は無人自動車等を走らせて交通の危険を生じさせた者については、事実現認報告書、捜査報告書、供述調書（被疑者、被害者、参考人）、実況見分調書、診断書等
- 5 過労による居眠り運転並びに麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、睡眠薬、シンナー及びその他の薬物（以下「麻薬等」という。）を使用した不正常運転については、現認報告書、捜査報告書、供述調書、鑑識カード及び鑑定書を添付するものとする。
- 6 危険運転致死傷罪については、送致書、捜査報告書、実況見分調書、供述調書（被疑者、被害者、参考人）、診断書その他その事実を明らかにする証拠書類等（写しを含む。）

なお、アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態については、「酒酔い、酒気帯び鑑識カード」又は「鑑定書（写し）」を添付するものとする。

第3章 行政処分書の処理

第1節 登録に関する事務

第9 違反等登録

- 1 運転免許本部長は、審査登録課及び行政処分課の警部以上の警察官のうちから登録審査官を指定しておくものとする。
- 2 登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分書に係る違反行為等が違反等登録の対象になるか否かを審査し、点数評価又は処分評価の対象となるものであるときは、事実の認定が適当であるかどうか及び事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。
- 3 交通事故を起こした者の不注意の程度（危険度）の認定は、別表第2の「交通事故の不注意の程度の認定基準」の「専ら」、「専ら以外」の区分について行うものとする。
- 4 登録審査官は、違反等登録データの点検の終了をまつて審査を直ちに行い、遅延することなく違反等登録を行うものとする。
- 5 行政処分書の記載内容に不備があつて補充調査を必要と認める事案については、明らかに登録除外に相当する場合を除き、とりあえず違反等登録を行つた後、当該事案について処分が行われるまでの間において必要な措置を講ずるものとする。
- 6 登録審査官は、登録事務の取扱状況について帳票出力（行政処分登録管理レポート）により運転免許本部長に報告するものとする。

第10 登録除外

- 1 違反等登録に係る事案について、違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認めるときは、当該事案を違反等登録の対象から除外するものとする。
- 2 交通事故に係る事案について別表第1の「交通事故に関する登録除外事由」に該当すると認めるときは、当該事案を事故登録の対象から除外するものとする。
- 3 登録除外事案については、当該行政処分書の所要欄にその理由を簡記し、運転免許本部長の決裁を受けるものとする。

第11 抹消登録

- 1 抹消登録に関する手続については、別添第3「抹消登録に関する措置要領」に基づき行うものとする。
- 2 送付から、1年以上経過して抹消登録に関する手続を行う場合は、交通部長（運転免許本部審査登録課経由）に遅延した理由を報告するものとする。

第2節 処分量定事務

第12 免許の取消し若しくは停止又は運転禁止の処分量定

処分量定については、処分量定基準に定める基本量定日数を適用して、次に定める区分により処分の決定を受けるものとする。ただし、自動車等の運転を利用し、又はこれに起因して行われた犯罪、麻薬等使用の不正常運転その他特別な事案に係る行政処分については、国家公安委員会（警察庁交通局運転免許課）と十分な連絡をとって処分量定を行うものとする。

- (1) 公安委員会が行う聴聞又は意見の聴取（以下「聴聞等」という。）に係る事案については、別記様式第6又は別記様式第6の2により、東京都道路交通規則第24条の2の規定に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程（昭和48年3月31日訓令甲第8号。以下「専決規程」という。）により公安委員会から委任された聴聞等に係る事案については、別記様式第7により処分の決定を受けること。
- (2) 聴聞等を行わない事案のうち公安委員会が決定を行うものについては、別記様式第7の2により、専決規程により公安委員会から委任された聴聞等を行わない事案については、別記様式第8又は別記様式第8の2により処分の決定を受けること。
- (3) 国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者の運転禁止については、別記様式第9により公安委員会の処分の決定を受けること。

第13 免許の拒否又は保留の処分量定

- 1 免許の拒否又は保留の処分期間は、処分量定基準に定める基本量定日数から次の区分による日数を減じたものとする。
 - (1) 新規免許の合格者については、その者が行つた当該違反行為等の日から処分執行前日までの日数
 - (2) 免許失効者については、当該免許の失効の日から処分執行前日までの日数
 - (3) 累積点数による行政処分該当者が、再試験又は申請による免許の取消しを受けた場合については、当該免許を取り消された日から処分執行前日までの日数
- 2 併記免許（合格に係る免許以外の免許を現に受けている場合）の合格者については、その者が現に受けている免許の処分決定と同一の量定を行うものとする。
- 3 免許の拒否又は保留事案を取り扱つたときは、別記様式第10の「拒否、保留前歴通知等処理報告」により行政処分書及び弁明調書を添えて、運転免許本部長に報告するものとする。
- 4 処分量定については、弁明の要旨及び量定意見を付した上、公安委員会が決定を行う拒否

又は保留の処分については別記様式第11により、専決規程による専決区分に従って決定を行う保留の処分については別記様式第12により決定を受けるものとする。

第3節 処分の執行処理

第14 処分の執行

- 1 処分の執行は、原則として運転免許本部長が行うものとする。ただし、島部居住者に対する停止処分で90日未満のもの及び島部居住者が島部警察署において受験した再試験に係る取消しは、島部警察署長に執行させるものとする。
- 2 処分の執行は、処分対象者に処分理由を告げた上、処分書を交付して行い、免許証を保管するものとする。
- 3 運転免許本部長は、法第90条第12項及び第103条第10項（法第107条の5第3項において準用する場合を含む。）に該当する処分対象者に対する処分の執行に当たっては、停止処分者講習を受けた場合は処分期間が短縮されることを告知し、その手続について教示するものとする。ただし、法第102条の2に定める期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者については、停止処分者講習を受けることができない旨を教示するものとする。
- 4 免許証の保管期間は、執行当日を1日として計算し、当該免許証は、原則として保管期間満了日の翌日に返還するものとする。
- 5 処分手配で運転免許証等を保管された者が出頭してきた場合は、その者から保管証の提出を受け、処分書を交付して処分を執行するものとする。この場合、被処分者が遺失等により保管証を提出できないときは、その理由を明らかにしておくこと。

第15 処分の執行依頼及び所轄警察署における執行要領

- 1 運転免許本部長は、特に必要と認める場合は、別記様式第13の「行政処分執行依頼書」により処分書その他必要な書類を添付して処分対象者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に処分の執行依頼を行うものとする。この場合において、所轄警察署長は、次のことが判明したときは、当該処分を執行することなく、関係書類を運転免許本部長に返送するものとする。
 - (1) 処分対象者が所在不明となり、又は他署管内に転出しているとき。
 - (2) 処分対象者の免許が失効しているとき。
- 2 前1により執行依頼を受けた処分の執行に当たっては、所轄警察署長が指定する交通課の

巡査部長以上の幹部が直接処分対象者に面接して、別添第2の「行政処分執行要領」により人定事項の確認、処分理由（違反事実）及び処分内容の告知、教示、処分書の交付、免許証の保管の順に行うものとする。

- 3 前2の処分の執行は、執行依頼書に指定された期間内（行政処分執行要領の期間早見表参照）に行うものとする。ただし、指定期間内に実施できないときは、運転免許本部長に連絡し、執行期間の再指定を受けるものとする。
- 4 免許の停止処分中に当該免許証の有効期間が満了する（更新しなければならない）者については、別記様式第14の「免許証更新通知書」による更新月日を教示し、調書を徴するものとする。
- 5 処分対象者が次のいずれかに該当する場合は、処分の執行を中止し、別記様式第15の「出頭指定書」により出頭日を指定し、関係書類と共に運転免許本部長（行政処分課経由）に送付するものとする。
 - (1) 停止処分該当者で、免許証を現に所持していないとき（遺失、盗難、交通違反により免許証を保管されている等）。
 - (2) 処分理由となつた違反行為の後、異なる種別の免許を取得しているとき。
 - (3) 有効な国際運転免許証等を所持しているとき。
 - (4) 聴聞等に欠席した者で、欠席に正当な理由があり聴聞等を希望したとき。
- 6 処分を執行した場合は、次の区分によりそれぞれの書類等を添付して、別記様式第16の「行政処分結果通知書」により速やかに運転免許本部長（行政処分課経由）に送付するものとする。
 - (1) 処分を執行したもの
 - ア 免許証
 - イ 誓約書（該当する場合のみ）
 - (2) 処分の執行ができなかったもの
行政処分書

第16 島部警察署長の執行処理

- 1 島部警察署長は、処分の執行に際し、講習を受ける旨の申出（法第102条の2に定める期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者からの申出を除く。）があつたときは、停止処分者講習実施要綱（平成15年2月13日通達甲（交. 免本. 安）第3号）により必要な講習を実施した上、短縮基準に従つて停止期間を短縮するものとし、保管した免許証は、短縮日数

を算定して返還するものとする。

- 2 前1による処分の執行処理が終了したときは、行政処分結果通知書に、前1の処分に係る行政処分書の写しを添えて、運転免許本部長（行政処分課経由）に送付するものとする。
- 3 島部警察署長は、法第104条の2の2の規定による再試験に係る取消処分を執行したときは、その結果を運転免許本部長（運転者教育課経由）に通知するものとする。

第4節 道府県警察との処分移送等

第17 処分移送通知

- 1 法第103条第3項の規定による処分移送については行政処分規程別記様式第15の1の処分移送通知書、法第107条の5第9項の規定による処分移送については同規程別記様式第15の2の処分移送通知書及び法第104条の2の2の第3項の規定による処分移送については同規程別記様式第15の2の2により、次に掲げる必要書類を添付して行うものとする。
 - (1) 法令違反及び交通事故の場合
前記第2に定める行政処分書及び第8に定める添付すべき書類等
 - (2) 再試験に係る取消の場合
初心運転者講習通知書、再試験通知書の郵便物配達証明書その他必要な資料
- 2 処分移送通知書に添付する関係書類は、事前にその内容を審査し、所要の整備をして送付するものとする。

第18 処分事案及び保管免許証等の移送

- 1 処分事案の移送については、別記様式第17の「行政処分関係書類の送付について」により、前第17に掲げる関係書類を添えて行うものとする。
- 2 保管した運転免許証等については、別記様式第17の2の「保管免許証等の送付について」により送付するものとする。

第19 処分通知及び処分執行依頼

処分をした旨の通知及びその通知の際における処分執行の依頼は、次により行うものとする。

- (1) 処分した旨の通知は、行政処分規程別記様式第14の1、同規程別記様式第14の2又は同規程別記様式第14の3の処分通知書により行うこと。
- (2) 前(1)の処分通知の際に併せて処分執行の依頼をするときは、処分対象者に交付すべき

処分書及び当該処分に係る違反事故処分・短縮・手配等登録票又は違反外処分・短縮・手配登録票（以下「違反事故処分・短縮・手配等登録票等」という。）を添えて、（再試験に係る取消し処分の場合は、前記第17の1の(3)に掲げる関係書類の写しも含む。）行うこと。

第20 道府県警察から処分執行の依頼を受けた場合の措置

道府県警察の依頼による処分執行に当たって処分対象者に対して処分書を交付するときは、これを交付する者において、当該処分書に次の事項を記載した後、交付者印を押印して行うものとする。

- (1) 処分が免許の取消し若しくは停止又は運転禁止であるときは、処分書本文の処分期間の始期及び終期並びに処分書の交付年月日
- (2) 処分が免許の拒否又は保留であるときは、処分書の交付年月日
- (3) 処分が再試験に係る免許の取消しであるときは、処分書の交付年月日

第21 道府県警察移送事案登録除外の特例

- 1 道府県警察から移送を受けた事案について、処分量定の際、登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、別記様式第18の「違反等登録の抹消方について」により、その理由を明らかにして、当該事案を発生地のだ府県警察に差しもどすものとする。
- 2 道府県警察に移送した事案について、登録の変更又は除外をすべきものとして差しもどしを受けたときは、必要な調査をし、その理由に誤りがないと認めるときは、認定上必要な書類を添付して再移送の手続をとるものとする。

第5節 処分登録等

第22 処分登録

- 1 処分登録は、原則として、処分時に行うものとするが、取消し又は効力の停止に係る事案等後日登録の場合は、違反事故処分・短縮・手配等登録票等に所定の事項を記載して、速やかに行うものとする。
- 2 登録する「処分年月日」は、処分執行日とする。ただし、免許の保留、法90条第5項による停止（以下「事後停止」という。）及び「みなす処分」の場合は、当該処分の理由となつた違反行為等の発生年月日とする。
- 3 登録する「処分日数」は、次によるものとする。
 - (1) 免許の停止及び運転禁止のときは、当該処分日数

- (2) 免許の保留又は事後停止をしたときは、処分量定日数
- (3) 免許を失効させた者に対する保留又は事後停止のときは、処分量定日数にその者の処分理由となつた違反行為等の日から免許の失効前日までの日数を加えた日数
- (4) 「みなす処分」のときは、1日
- (5) 免許の取消し又は拒否のときは、指定した免許の欠格期間

第23 処分猶予に関する登録

- 1 処分猶予に関する登録は、運転免許本部長の決裁を受けた後に行うものとする。
- 2 処分猶予としたときは、必ず処分猶予とされた運転者の出頭を求め、その者の処分基準該当点数及び処分猶予とした理由を告知するとともに、「今後更に違反行為をしたときは、処分猶予とした以前の違反点数が累積されるため、場合によっては、より重い行政処分を受けることになる」旨説明して誓約書を徴し、再犯の際に行政処分について争いを生じないようにしておくものとする。
- 3 前記1による処分猶予に関する登録の決裁は、当該行政処分書の欄外に「処分猶予」と朱書して、その理由を簡記し、その部分又は決裁欄に押印するものとする。

第24 処分手配登録

処分手配の登録は、次に該当する場合に行うものとする。

- (1) 処分をした旨の通知を行うとき。
- (2) 1回目の出頭通知において所在不明と認めたとき。
- (3) 2回目の出頭通知に応じないとき。
- (4) 聴聞等を欠席し、処分を受けることなく、当該聴聞等の日から起算して14日が経過したとき。
- (5) その他登録審査官において処分手配登録を必要と認めたとき。

第25 処分短縮登録

- 1 処分短縮登録は、処分短縮を決定した日に行うものとする。
- 2 40日未満の免許の停止等の処分を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。
- 3 道府県警察において処分を受けた後に都内に住所地を変更した者が停止処分者講習を受けて処分期間を短縮されたときは、住所変更についての免許証記載事項変更届の手续をとらせ

た後、処分した道府県警察に違反事故処分・短縮・手配等登録票等の記載に必要な事項を照会してこれを作成し、処分短縮登録を行うこと。

第6節 早期意見の聴取事案の措置

第26 早期意見の聴取該当事案

警察署長等は、現に免許を有し、かつ、都内に現に住所を有する者が次に掲げる違反行為をした場合は、法第103条の2第1項の仮停止を行う場合を除き、別記様式第19の「早期意見の聴取該当事案発生速報」に基づき、電話で運転免許本部長（審査登録課経由）に通報するものとする。

- (1) 安全運転義務違反をし、よつて死亡事故を起こしたとき。
- (2) 責任の重い重傷事故(治療期間が3か月以上の傷害事故及び後遺障害が存する傷害事故)を起こしたとき。
- (3) 次の違反行為をし、よつて責任の重い重傷事故(治療期間が30日以上)を起こしたとき。
 - ア いわゆる無保険、無車検車の運行
 - イ 速度違反(高速自動車国道及び自動車専用道路にあつては40km毎時以上、その他の道路にあつては30km毎時以上の超過)
- (4) 過去1年以内に停止処分を受けたことがある者が、次の人身事故を起こしたとき。
 - ア 責任の軽い重傷事故(治療期間が3か月以上の傷害事故及び後遺障害が存する傷害事故)
 - イ 責任の重い重傷事故(治療期間が30日以上)
- (5) 共同危険行為をし、よつて人身事故又は建造物損壊事故を起こしたとき。
- (6) 故意による人の死傷又は建造物の損壊に係る違反行為をし、よつて交通人身事故を起こしたとき。
- (7) 次の違反行為をしたとき。
 - ア 無免許運転
 - イ 酒酔い運転
 - ウ 酒気帯び(0.25以上)運転
 - エ 酒気帯び(0.25未満)速度超過(25km毎時以上)運転
 - オ 麻薬等運転

カ 過労運転等

第27 運転免許本部長の措置

- 1 運転免許本部長は、早期意見の聴取該当事案の発生通報を受けたものについて、事案の内容を検討し、聴聞等に該当する事案であると認めた場合は、直ちに聴聞等の期日及び場所を指定して警察署長等に聴聞等の通知書の交付方を依頼するものとする。
- 2 運転免許本部長は、前1により警察署長等に聴聞等の通知を依頼したものについて、当該事案に係る違反等登録データを確認し、速やかに違反等登録の措置を講ずるものとする。

第28 早期意見の聴取該当事案の処理手続

- 1 警察署長等は、運転免許本部長（審査登録課経由）から依頼された聴聞等の通知を行うときは、聴聞等の通知書を2部作成し、正本は被聴聞者又は被意見の聴取者（以下「被聴聞者等」という。）に対して交付し、副本は下欄に住所及び氏名を当該被聴聞者等に記載させた上押印させ、運転免許本部長（審査登録課経由）に送付するものとする。
- 2 警察署長等は、早期意見の聴取該当事案としての処理を行つたものについて、別記様式第20の「早期意見の聴取該当事案通知書」により、次の関係書類を添えて運転免許本部長（審査登録課経由）に送付するものとする。
 - (1) 当該行政処分書
 - (2) 実況見分調書、供述調書、診断書その他事実審理に必要な捜査書類の写し
- 3 前2の送付に当たっては、封筒に「早期意見の聴取該当事案」と朱書するものとする。

第7節 その他

第29 自動車安全運転センターに対する資料提供

警察庁から警告通報を受けた場合は、速やかに自動車安全運転センター東京事務所に警告通知の資料として提供するものとする。

第30 専決規程に基づく処理結果報告

運転免許本部長は、専決規程第7条に基づく処理結果の報告については、別記様式第21の「行政処分事務処理結果」により行うものとする。

第31 運転禁止の処分における準用

運転禁止の行政処分について必要な手続は、この要綱に定める手続を準用して行うものとする。

第32 意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する様式

法第104条の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する様式については、原則として別記様式第22から別記様式第35までの様式を使用するものとする。

第33 届出自動車教習所等の行政処分に関する上申書

行政処分規程第5条第1号の3から第1号の10までに規定する「別の定めによる上申書」については、別記様式第36から別記様式第45までの上申書を使用するものとする。

第34 行政処分結果の問い合わせへの対応

交通死亡事故等の被害者等から、当該事故の加害者に対する行政処分結果についての問い合わせへの対応要領は、別添第4の「交通死亡事故等の被害者等による行政処分結果の問い合わせへの対応要領」に基づき措置するものとする。

第35 処分書の再発行

運転免許本部長は、被処分者より処分書の再発行を求められたときは、その理由が正当なものと認められるときに限り、再発行を行うものとする。

別表第1 交通事故に関する登録除外事由

1	交通事故が不可抗力によつて起きたものである場合 当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。
2	違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的な事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であつたと認められる場合、違反行為をし、よつて交通事故を起こしたと認められる場合であつても、当該違反行為者がその結果を予見することが困難であつたと認められる場合であつて、かつ、当該違反行為者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であつたことが認められる場合をいう。

別表第2 交通事故の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認定基準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によつて発生したものである場合	専ら	(1) 当該違反行為者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき。 (2) 他に交通事故の原因となるべき事由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	専ら大	当該交通事故が当該違反行為者の不注意及びその他の事由の競合によつて発生したものである場合であつて、次に該当するもの (1) 交通事故の主たる原因が、当該違反行為者の不注意によるものであるとき。 (2) 当該違反行為者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき。
	小	上記以外のとき。
備考		
1 その他の事由とは、当該違反行為者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。		
2 主たる原因が当該違反行為者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が明らかに当該違反者において高いと認められる場合をいう。		

別添第1 行政処分書の記載要領

第1 行政処分書の作成区分と補充書類

1 事故用行政処分原票

点数制度における違反行為をし、よつて交通事故を起こし、人を死亡させ、又は傷つけた場合において、次の交通事故事件送致書式を適用する事件は、次の区分により作成すること。

- (1) 簡約特例書式を適用する事件については、行政処分規程別記様式第2の「事故用行政処分原票」の全項目を記入又は入力し、被疑者、被害者、参考人等の供述調書及び診断書のそれぞれの写しを添付すること。ただし、被疑者、被害者間で抗争の生じるおそれのない事案については、当該事故用行政処分原票のみを送付することができる。
- (2) 基本書式（危険運転致死傷罪を含む。）及び特例書式を適用する事件については、行政処分規程別記様式第3の「事故用行政処分原票」の全項目を記入し、被疑者、被害者、参考人等の供述調書、実況見分調書及び現場見取図（原図）のそれぞれの写しその他事実認定上参考となる書類並びに診断書の写し又は死体検案調書等の写しを添付すること。

2 交通切符用行政処分原票、保管場所法切符用取締り原票、交通反則切符用行政処分原票、点数切符用行政処分原票

交通事故又は法令違反で、交通切符、保管場所法切符、反則切符、点数切符を適用した場合に作成する。

交通事故の場合は、交通切符に添付する実況見分調書と被疑者供述調書等の写しをこれに添付すること。

3 一般用行政処分原票

交通切符、反則切符、点数切符及び事故用行政処分原票を使用しない次のいずれかに該当する場合に作成すること。

- (1) 事故用行政処分原票、交通切符用行政処分原票によらない交通事故
行政処分規程別記様式第5の「一般用行政処分原票」の全項目を記入又は入力し、被疑者、被害者、参考人等の供述調書の写し及び交通事故現場見取図、現場見取図（原図）の写し又は実況見分調書の写しを添付すること。
- (2) 点数制度における違反行為で交通切符又は反則切符によらないもの
ア 麻薬等を用いて不正常運転をしている者は、過労運転等として作成すること。この場合は、現認報告書、捜査報告書及び供述調書に麻薬等を用いた旨の供述を取り、さらに、麻薬等の鑑定結果と鑑識カードを活用して、正常な運転ができないおそれがある状態を

立証する資料を添付すること。

イ 過労による居眠り運転（法第66条）をした者は、居眠り運転の現認報告書、捜査報告書及び過労運転の供述調書に居眠りの原因等の供述を取ること。

ウ 前ア及びイの場合は、その背後関係を追及して、麻薬等を用いて行った運転又は過労運転等の唆し、助け、下命し、又は容認した事実が明らかなきときは、その唆し、助け、下命し、又は容認した者に対して、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有の適用についても検討すること。

エ 無車検、無保険車の運行違反には、現認報告書、供述調書のほか、有効期限を経過した自動車検査証及び保険証の写しを添付すること。

オ 番号標表示義務違反には、現認報告書、供述調書のほか、自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し及び写真撮影報告書の写しを添付すること。

カ 車庫代わり路上駐車違反には、捜査報告書（簡易書式）の写し及び供述調書を添付すること。

(3) 専門医の診断書等により心身障害者等に該当すると認められる者

これらに該当すると認定するに至った関係書類を添付すること。

なお、心身障害者等の疑いがあるが明らかでない場合には、臨時適性検査事務処理要綱（平成6年4月28日通達甲（交・免本・安）第11号）に定める臨時適性検査該当者発見（検査）通知書により処理すること。

(4) 自動車の使用者（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に規定する運転代行業者を含む。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の違反行為（交通事故の場合の措置義務違反を除く。）を下命し、又は容認したとき。ただし、運転代行業者については、エ、カ、コ、サ、セ、ソ及びタについては適用せず、ケ及びスについては、「放置車両」を「駐停車違反」と読み替えて適用するものとする。

ア 酒酔い運転

イ 麻薬等運転

ウ 無免許運転

エ 大型自動車等無資格運転

オ 酒気帯び（0.15以上）速度超過（20km以上）等

カ 積載物重量制限超過（大型等10割以上）

キ 酒気帯び（0.15以上）運転

ク 過労運転等

- ケ 放置駐車違反（駐停車禁止場所等）
 - コ 積載物重量制限超過（大型等 5 割以上10割未満）
 - サ 積載物重量制限超過（普通等10割以上）
 - シ 速度超過（20km以上）
 - ス 放置駐車違反（駐車禁止場所等）
 - セ 積載物重量制限超過（大型等 5 割未満）
 - ソ 積載物重量制限超過（普通等 5 割以上10割未満）
 - タ 積載物重量制限超過（普通等 5 割未満）
- (5) 共同危険行為の本犯又は共同危険行為を唆し、助けた者及び共同危険行為に関与した者
現認報告書、実況見分調書及び供述調書等によつて、次の事項を明らかにしておくこと。

この場合、一般用行政処分書の右肩欄外に(走)と朱書すること。

- ア 違反の日時、場所及び走行中における集団の中での車両の位置
 - イ 相互の車両の関連状況（車種、台数、速度、並進状況等）
 - ウ 集団走行行為が一般の交通に与えた影響の状況
 - エ 違反時における言動等（号令、旗又は手による合図、乗車方法等）
 - オ 当該暴走族グループ内における地位（リーダー等）
 - カ 関与者等については、情を知つて当該行為に係る車両に同乗した経緯及び違反歴等
なお、共同危険行為を唆し、助けた者及び関与者については、本犯の行政処分書及び
関係書類の写しを添付すること。
- (6) 削除
- (7) 自動車等の運転を利用して著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯した者

自動車等を利用して故意に犯罪を犯した者で、その結果が著しく道路交通に危険を生じさせるおそれのある犯罪行為をした場合、その者が運転免許を受けているときは、危険性帯有者として行政処分を行うことを検討すること。この場合、犯罪の日時及び場所、使用車両、運転経歴、運転の状況及び態度、犯罪の内容、故意性、犯罪時の交通状況、犯罪行為によつて他の交通に与えた危険性等について、事実現認報告書、捜査報告書、実況見分調書、供述調書（被疑者、被害者、参考人）等によつて明らかにすること。

- (8) 自動車等の運転態度、交通方法等に関する紛争に起因して殺人、傷害等を行つた者
自動車等を運転中、運転態度、交通方法等に起因して、殺人、傷害等の重大犯罪が行わ

れた場合（いわゆる暴力ドライバー事件）に、それが自動車等の運転と当該行為が時間的、場所的に近接し、同一の機会に故意に行われたものであるときは、その者の心理的運転不適格性について問疑し、危険性帯有者として行政処分を行うことを検討すること。この場合、犯罪の日時及び場所、使用車両、運転の状況及び態度、犯罪の態様、被害の程度、犯罪時の交通の状況、犯罪行為によつて他の交通に与えた危険性、運転者の心理的運転不適格性等について、実況見分調書、捜査報告書、供述調書（被疑者、被害者、参考人）等によつて明らかにすること。

なお、心理的運転不適格性について立証する鑑定書等があれば添付すること。

- (9) 故意に石、ガラスびん、金属片等を投発射し、又は無人自動車等を走らせて交通の危険を生じさせた者

故意に陸橋、横断歩道橋その他の場所から走行中の車両に対し石等を投発射し、又は無人自動車等を走らせて交通の危険を生じさせた者は、自動車等の運転の有無にかかわらず、その者が運転免許を所持しているときは、危険性帯有者として行政処分を検討すること。この場合、その行為の日時、場所及び態様、その行為によつて生じた被害の状況及び程度、危険性、故意性、その運転者の心理的運転不適格性等について、事実現認報告書、実況見分調書、捜査報告書、供述調書（被疑者、被害者、参考人）等によつて明らかにすること。

なお、心理的運転不適格性について立証する鑑定書等があれば添付すること。

- (10) 道路以外の場所で自動車等の運転により他人を死傷させ、又は建造物を損壊した者（故意犯を含む。）
- (11) 交通事故があった場合、負傷者の救護又は危険防止の措置義務違反をした当該車両等の運転者以外の乗務員
- (12) 免許の効力の停止中に、当該免許を失効させ、当該免許の効力を停止されることとされていた期間を経過しない間に免許を受けた者
- (13) 運転免許証を偽造し、若しくは変造した者又はこれらの行為に関与した者
- (14) 不正の手段で免許若しくは免許証を取得し、若しくは取得しようとした者又はそれらの行為に関与した者
- (15) その他運転免許保持者の行政処分を必要と認める事案

第2 行政処分書の処理要領等

1 行政処分書の共通項目

- (1) 所属名欄

所属署、課、隊名を漢字で記入又は入力すること。

(2) 事件番号欄

事件番号のとり方は、次により当該事案に付することとし、6桁の番号を記入又は入力すること。

ア 人身事故

900001～989999

イ 重大違反唆し等及び道路外致死傷

990001～999999

ウ 物件事故

050001～059999

エ 法令違反

000001～

(注) 人身事故とは、違反行為をし、よつて自己以外の者を死亡させ、又は負傷させた場合をいう。

重大違反唆し等とは、自動車等の運転に関し重大な違反行為をさせ、又は助ける行為をした場合をいう。

道路外致死傷とは、道路以外の場所において他人を死傷させた場合(故意を含む。)をいう。

物件事故とは、違反行為をし、よつて他人の建造物を損壊し、又は他人の車両等を損壊した場合をいう。

法令違反とは、交通切符、保管場所法切符、反則切符及び点数切符並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷適用以外の法令違反をいう。

事件番号は、上記の区別により、その所属における暦年の追番号とする。

(3) 氏名欄

運転免許証に記載された氏名をかい書で正確に記入又は入力すること。

(4) 本籍・国籍等欄

違反行為等をした者から本籍又は国籍等を聴取し、住所地を管轄する公安委員会(各道府県警察本部交通部運転免許担当課)に確認するなどして、正確に記入又は入力すること。

(5) 住所欄

違反行為等をした者から住所地及び電話番号を聴取して正確に記入又は入力すること。

この場合、運転免許証記載の住所地と現住所地とが異なるときは、身分証明書又は管轄交

番、勤務先等への電話照会等により確認の上、現住所地を記入又は入力すること。

なお、会社寮、アパート等の居住者又は同居者であるときは、その名称（〇〇方）を記入又は入力すること。

(6) 勤務先欄

違反行為等をした者が勤務先を有するものであるときは、その所在地、会社名及び電話番号を記入又は入力すること。

(7) 生年月日欄

該当年号を漢字で生年月日をアラビア数字で記入又は入力すること。

(8) 免許証欄

(番号) 運転免許証に記載された12桁の番号を正確に記入又は入力すること。

破損等のため不明瞭のものについては、免許照会等により確認の上、記入又は入力すること。

(交付年月日、公安委員会) 交付年月日、交付公安委員会名を記入又は入力すること。

(種別) 取得免許の全てについて該当上部□内にレ印を付けること。

(9) 運転車両欄

自動車検査証又は軽自動車届出済証等により確認の上、該当する車両種類、登録（車両）番号を記入又は入力すること。

(10) 違反日時欄

事故当事者、目撃者等の供述その他の証拠により認定した事故発生日時、違反現認日時を記入又は入力すること。

(11) 違反場所欄

違反行為等の地点、事故発生地点の所在地を記入又は入力すること。

(12) 路線名欄

該当する路線名を記入又は入力すること。

2 その他の項目

(1) 事故用行政処分原票に関するもの

この様式は、事実鑑定の基礎となるものであり、簡潔にして事件の全貌を明らかにするものでなければならない。

ア 不注意の程度欄

当該交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によつて発生したものである場合には「専ら」に、相手方にも不注意のある場合には「専ら以外」として□内にレ印を付

けること。

不注意の程度の認定に当たっては、別表第2の認定基準によるほか、次の例によること。

(ア) 「専ら」に該当するもの

- a 被害者の不注意が全くなく、当該違反行為者の一方的な不注意による場合
- b 被害者等にも不注意はあるが、それが極めて軽微であり、かつ、それがなくても当該事故が発生し、被害の拡大を防ぎ得なかつたと認められる場合

(イ) 「専ら以外」に該当するもの

前(ア)「専ら」以外の場合であつて、次のいずれにも該当しないもの

- a 不可抗力により生じたもの
- b 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の具体的事情において、その者に結果回避を期待することが困難であつたと認められるもの

イ 違反行為欄

(ア) 当該交通事故の原因となつた違反の該当口内にレ印を付けること。

(イ) 違反行為が2以上あるときは最も点数の高いもの、同点数のときは主たる原因となつたものの一つにレ印を付けること。

(ウ) ひき逃げの場合には「ひき逃げ」に、あて逃げの場合には「あて逃げ」にレ印を付け、更に、当該事故の原因となつた違反行為にレ印を付けること。

(エ) 違反行為が信号無視の場合には、レ印を付け、更に無視した信号標示の種別にレ印を付けること。

(オ) 違反行為をした場合において、酒気を帯びていた場合は、飲酒の有無及び該当する違反行為の口内にレ印を付けること。

ウ 被害者（車）欄

(ア) 行政処分規程別記様式第2の「事故用行政処分原票」については、被害者欄に氏名、年齢及び性別並びに医師の診断書に基づく傷病名及び治療日数を記入又は入力し、被害者が複数の場合は、被害者欄に記入等せず被害者一覧表を作成の上、添付すること。

(イ) 行政処分規程別記様式第3の「事故用行政処分原票」については、被害者欄には全被害者について記入又は入力し、5名以上の場合は、符せんを付けて補足すること。

(ウ) 被害者欄に「事故時の状態」については、該当するものにレ印を付けること。

(エ) 事故当時において、相当の重傷等で治療日数が明確でないとき（被疑者が道府県居

住者である場合を除く。)は、医師の初診時の所見を電話等により確認後記入又は入力すること。

(オ) 診断書が提出され、その所見日数に変更のあることが判明した場合又は行政処分書送付後に書式適用、被害状況に変更があつた場合は、運転免許本部（審査登録課）に直ちに通報すること。

(カ) 被害者の違反行為及び過失その他当該事故を誘発したと認められる第三者の行為等を記入又は入力すること。

エ 行政処分規程別記様式第2の「事故用行政処分原票」の道路状況欄及び行政処分規程別記様式第3の「事故用行政処分原票」の運転状況欄

路面状況、湿潤、明暗、屈曲、勾〔こう〕配、見通し、交通量等現場見取図に記入できない道路状況等を記入又は入力すること。

オ 行政処分規程別記様式第2の「事故用行政処分原票」の違反事実の要旨欄及び行政処分規程別記様式第3の「事故用行政処分原票」の過失の内容欄

当該交通事故の原因となつた違反行為名を記入又は入力し、不注意の内容を簡記すること。

例： 横断歩行者妨害（横断歩行者を認めたが、ハンドル操作のみでかわし、その前方を通過しようとした。）

安全運転義務違反（わき見運転をし、信号により停止中の前車を至近距離で発見、追突した。）

カ 交通事故現場見取図又は現場見取図（原図）

事案をよりよく認識するために必要とするものであるから、個々の事案に応じて、そのポイントとなるものを記入すること。

一般的に次の事項は、必ず記入すること。

- (ア) 歩車道の別
- (イ) 道路幅員
- (ウ) 信号機、横断歩道、ガードレール等の設備
- (エ) その事案に関係ある標識類の設置箇所
- (オ) 進行方向及び説明矢印
- (カ) 発見から衝突までの各地点説明
- (キ) 時速と制限速度
- (ク) 測定距離

(ケ) スリップ痕

(2) 一般用行政処分書に関するもの

ア 供述調書

違反者の署名押印を求めること。ただし、拒んだ場合は、「拒否」と朱書すること。

イ 違反行為等欄

事故用行政処分原票の違反行為等欄記載要領に準じて、違反行為等名及び法条を記入すること。

ウ 事案内容欄

警察官の現認、目撃者、違反者の供述、鑑定結果等客観的証拠により認定した事実を簡記すること。ただし、交通事故の場合で、行政処分規程別記様式第2又は行政処分規程別記様式第3の「事故用行政処分原票」及び交通事故現場見取図又は現場見取図（原図）の写しを添付した場合は省略することができる。

別添第2 行政処分執行要領

（処分執行に際しては、この執行要領の順に行うこと。）

第1 執行前の手続

1 人定確認

- (1) 免許証の提示を求める。
- (2) 免許証の顔写真と相手の顔が合致しているかどうか確かめる。
- (3) 相手の住所、氏名、生年月日と免許証記載のものと一致しているかを確かめる。
- (4) 処分書の住所、免許証番号、交付公安委員会名及び免許の種類が免許証の記載のものと一致しているかを確かめる。ただし、処分通知書記載の住所は、現に住んでいるところであれば、免許証記載の住所と必ずしも一致しなくてもよい。
- (5) 免許証の免許年月日欄を点検し、処分理由となつた違反行為等の後の日付となつていないかを確認し、違反行為等の後の交付年月日の場合は、「出頭指定書」を交付し、処分執行を中止する。（第3参照）

2 処分理由（違反事実の告知）

- (1) 処分書の理由欄記載の最も新しい違反行為等を「処分理由」とし、「処分理由」以外の違反行為等を「その他の違反行為等」とし、それぞれ発生年月日、違反名、点数、前歴回

(3) 免許証の提出、保管

免許証の提出を求め、当該免許証に表記された有効期間が経過するまでの間、保管する。

2 停止の場合

(1) 停止の告知

停止期間、始期、満了日を告知する。

(2) 教示

ア 停止処分書に添付した書面の注意事項を読み、その内容を漏れなく教示する。

イ 講習手続

講習は、申込順に講習日が指定され、申込みが遅れると停止期間の短縮日数が少なくなり、不利になることがあるので、速やかに運転者教育課に講習の申込みをするよう教示する。

ウ 停止中に免許の有効期間が満了するものについては、「免許証更新通知書」に必要事項を記載した上、要旨を教示し、署名させ、「きりとりせん」以下を請書として徴する。

(3) 免許証の提出、保管

免許証の提出を求め、保管する。

第3 執行中止の手続

次の場合は、執行を中止し、運転免許本部行政処分課（処分執行第三係）に連絡の上、処分対象者に対して出頭の日時・場所を「出頭指定書」により指定する。

1 から 5 まで（省略）

第4 その他

（省略）

別添第3 抹消登録に関する措置要領

1 抹消登録の手続

(1) 完全抹消の場合

ア 上申

(ア) 警察署長、交通執行課長、駐車対策課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び自動車警ら隊長（以下この別添第3において「警察署長等」という。）は、既に違

反登録された事案について、違反事実の不存在及び事実誤認等と認め、送致不適當、通告不相当等の理由により完全抹消を必要とする事案を認知した場合は、その事由を疎明する資料を添えて、交通部長（運転免許本部審査登録課経由。以下同じ。）に上申するものとする。

(イ) 警察署長等は、前(ア)の事案が、交通切符若しくは保管場所法切符又は反則切符による事案であるときは、前(ア)の上申を行うとともに、交通執行課長（交通切符及び保管場所法切符による事案にあつては交通執行課の墨田分室又は立川分室経由、反則切符による事案にあつては反則通告センター経由）に、関係書類を添付し、完全抹消を通知するものとする。

(ウ) 交通執行課長は、警察署長等から引き継ぎ、又は送付された事案のうち、前(ア)の事由に該当し、完全抹消を要することが明白な場合で、かつ、警察署長等に関係書類を返戻して措置を依頼するいとまのない事案を認知した場合は、速やかに交通部長に対し、別記様式第5の「抹消登録変更通報書」に不適當抹消・追記登録票（登録変更の場合は変更された丁票も含む。）及びその事由を疎明する資料を添付し、当該事案の完全抹消を上申するものとする。

イ 審査

運転免許本部長は、交通執行課長又は警察署長等から交通部長に完全抹消の上申があつたときは、上申内容の適否の審査を行うものとする。

ウ 登録

運転免許本部長は、審査の結果、完全抹消が必要であると認めた場合は、完全抹消登録を行うものとする。

(2) 訂正抹消の場合

ア 審査

運転免許本部長及び交通執行課長は、警察署長等が入力したデータに誤りがあり、その訂正を行うべき事案を認知した場合は、訂正抹消の適否の審査を行うものとする。

イ 登録

運転免許本部長及び交通執行課長は、審査の結果、訂正抹消が必要であると認めた場合は、訂正抹消登録を行うものとする。

2 抹消登録を担当する者の指定

運転免許本部長は審査登録第一係長、審査登録第二係長及び資料管理係長を、交通執行課長は通告官及び通告補佐官を抹消登録を担当する者に指定するとともに、運転者管理業務処

理要綱（昭和59年8月20日通達甲（交．免本．管）第16号）の第9に定める「不適格事由抹消登録簿」に、抹消登録に関する事務の状況を明らかにしておくものとする。

3 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

(1) 行政処分等の調査と是正措置

運転免許本部長は、違反等登録データを抹消登録した場合及び道府県警察の行政処分担当課長から違反等登録データを抹消登録した旨の連絡を受けた場合は、当該違反等登録データの登録から抹消登録までの間の処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録データに基づいた行政処分等が認められる場合は、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡

運転免許本部長は、抹消登録に係る運転者の住所地が道府県内にある場合は、住所を管轄する道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話即報するものとする。

(3) 運転免許を受けていない者への対応

ア 運転免許本部長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録データを抹消登録した場合は、同人による運転免許の申請又は受験相談の機会において、同人に対し、抹消登録前の違反等登録データに基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、同人の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録データの登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を同人に対して確認するなど直ちに調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

イ 前アにおいて、運転免許を受けていない者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できない場合は、運転免許本部長は、他の全ての道府県警察の行政処分担当課長に対し、別記様式第5の2の「調査依頼書」により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するものとする。

また、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過、調査回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁交通局運転免許課行政処分係に報告するものとする。

ウ 運転免許本部長は、抹消登録した道府県警察の行政処分担当課長から、運転免許を受けていない者に係る行政処分等の有無についての調査依頼を受けた場合、前記アの調査を行うものとする。この場合において、その結果、抹消前の違反等登録データに基づいた行政処分等が認められたときは、抹消登録した道府県警察の行政処分担当課長にその

旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密な連携を図りつつ、必要な措置を適切に講ずるものとする。

4 違反等登録データのある者による運転免許申請時等の適切な取扱いに向けた措置

- (1) 試験場長は、運転免許を受けようとする者に対し、過去の運転免許証の取得経歴及び違反経歴等について聞き取りを行い、違反等登録データがあると疑われる場合は、運転免許本部長（行政処分課経由）に連絡するものとする。
- (2) 運転免許本部長は、前(1)の規定による連絡を受けたとき又は受験相談があつたときは、運転免許申請者又は受験相談者の違反等登録データについての確認を行うものとする。また、道府県警察による違反等登録である場合は、当該道府県警察の行政処分担当課長に対して確認を依頼するものとする。
- (3) 運転免許本部長は、前(1)及び(2)の違反等登録データがある者に対する措置経過について、事後の問合せ等に適切に対応できるように記録するものとする。

別添第4 交通死亡事故等の被害者等による行政処分結果の問い合わせへの対応要領

1 対応する交通事故種別

- (1) 死亡事故
- (2) 重度後遺障害事故

死亡には至らないが、当該交通事故によつて重度の後遺障害が残るものであつて、問い合わせを受けた時点での被害者の具体的状況に照らして判断すること。

2 回答対象者

交通死亡事故の遺族並びに重度後遺障害を受けた者及びその家族（以下「被害者等」という。）とする。

3 回答内容

- (1) 行政処分（点数制度による処分に限る。）を既に行っている場合

行政処分の基本量定等を含めて、加害者に対する行政処分の内容（免許の取消し・効力の停止の別及び停止の場合にはその日数）について、回答するものとする。

- (2) 行政処分を行うかどうか決定していない場合

行政処分を行うかどうか決定していない場合には、その旨を回答するものとする。

- (3) 行政処分を行わないと決定した場合

ア 加害者の運転免許が失効した（点数制度によらない処分によつて運転免許を取り消し

た場合を含む。) ことにより行政処分を行わない場合には、その旨を回答するものとする。

イ 被害者等から加害者とされている者に違反がないと判断して行政処分を行わない場合には、その旨を回答するものとする。

4 回答方法

(1) 運転免許本部で受理した場合

運転免許本部行政処分課長又は審査登録課長が被害者等に回答するものとする。

(2) 警察署又は高速道路警察隊において受理した場合

運転免許本部長（行政処分課経由）に所要事項を速報し、運転免許本部行政処分課長又は審査登録課長が被害者等に回答するものとする。

5 問い合わせ受理簿及び回答簿の備付け

被害者等からの問い合わせについては、別添第4別記様式第1の「行政処分に関する問い合わせ受理簿（取扱所属用）」又は別添第4別記様式第2の「行政処分に関する問い合わせ受理・回答簿（行政処分課用）」により、受理又は回答の状況を明らかにしておくこと。

別添第4別記様式第1

行政処分に関する問い合わせ受理簿（取扱所属用）

項 目	内 容	
受 理 日 時	年 月 日 () 時 分	
受 理 者	署 係	
問 い 合 わ せ 者	被害者との関係	
	住所	
	氏名	
	生年月日 年 月 日生 (歳)	
	連絡先	
問 い 合 わ せ の 内 容 ・ 理 由 等		
問 い 合 わ せ の 概 要	発生日時 年 月 日 時 分	
	発生場所	
	事故の態様	
	加 害 者	住所
		氏名
		生年月日 年 月 日生 (歳)
		免許証番号
	被 害 者	住所
		氏名
		生年月日 年 月 日生 (歳)
免許証番号		
事 件 の 送 致 等	検察庁送致 年 月 日 検番	
	行政処分課送致 年 月 日 番号	
行 政 処 分 課 へ の 速 報	速報年月日 年 月 日	
	発信者 署 係	
	受信者 行政処分課	
備 考		

別添第4別記様式第2

行政処分に関する問い合わせ受理・回答簿（行政処分課用）

項 目	内 容
受 理 日 時	年 月 日 () 時 分
受 理 者	行政処分課 係
問い合わせ者	住所
	氏名
	生年月日 年 月 日生 (歳) 職業
	連絡先電話
問い合わせの 内容・理由等	
取り扱い所属 担 当 者 等	
加害者の人定	住所
	氏名
	生年月日 年 月 日生 (歳)
	免許証番号
	処分結果
事 故 の 概 要	
回 答 日 時	年 月 日 時 分
回 答 者	
回 答 内 容	
備 考	

別記様式第5

第 _____ 号 年 月 日							
運 転 免 許 本 部 長 殿 交 通 執 行 課 長 (交 通 反 則 通 告 官) 抹 消 ・ 登 録 変 更 通 報 書							
番号	氏 名	扱 署	事 件 番 号	発 生 年 月 日	内 容		備 考
					種別理由	理 由	
					抹 消	違反なし 通告不相当	
					登録変更	を に	
					抹 消	違反なし 通告不相当	
					登録変更	を に	
					抹 消	違反なし 通告不相当	
					登録変更	を に	
					抹 消	違反なし 通告不相当	
					登録変更	を に	
					抹 消	違反なし 通告不相当	
					登録変更	を に	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警察本部
行政処分担当課長 殿

警視庁運転免許本部長

抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書

下記の者は、運転免許を受けておらず、かつ、所在不明等であるが、同人に係る違反等登録を抹消登録したことから、当該違反等登録から抹消登録までの間の同人による運転免許申請又は受験相談の機会において、抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分又は行政指導を貴道府県警察で行った事実の有無について調査していただき、当該事実が認められたときは、下記担当者宛てに電話で回答願います。

記

氏名 (ふりがな)	()
統一氏名	
生年月日	年 月 日生 (歳)
性別	男 ・ 女
住所	
抹消種別	1 訂正抹消 ・ 2 完全抹消
違反等登録日 (事案名)	年 月 日 ()
抹消登録日 (事案名)	年 月 日 ()
その他調査を する上で必要と認 められる事項	

担当者：課・係名
氏 名
警察電話

注 性別及び抹消種別については、該当する項目又は数字に○を付すこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6の2

決 定	年 月 日	
	東 京 都 公安委員会	

道路交通法第104条の2の2規定により、それぞれの運転免許を次のとおり処分する。

番 号	氏 名	処 理 理 由	整理番号	出 欠	処 分	
					取 消 し	再 試
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				
		再試験 1 未受検 不受検 2 受検後				

(計 名)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7

決 定	年 月 日	
	副 総 監	

道路交通法第90条、第103条又は第104条の2の3の規定により、それぞれの運転免許を次のとおり処分する。

番 号	氏 名	出欠	決 定	整理番号	備 考
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		
		出欠	停 止 日		

(計 名)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7の2

決 定	年 月 日	
	東 京 都 公安委員会	

道路交通法第90条第5項又は同条第6項の規定により、それぞれの運転免許を次のとおり処分する。

番号	氏 名	決 定		処 分 期 間	執 行 日	備 考
		取消し	停止			
1		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
2		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
3		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
4		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
5		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
6		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
7		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
8		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
9		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
10		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
11		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
12		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
13		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
14		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
15		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 8

決 定	年 月 日	
	交 通 部 長	

道路交通法第90条、第103条又は第104条の2の3の規定により、それぞれの運転免許を次のとおり処分する。

事 案 例	番 号	氏 名	決 定
移送事案		外 名	停 止 日
		外 名	
当庁事案		外 名	
		外 名	
		外 名	
		外 名	

(合計 名)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 8 の 2

決 定	年 月 日	
	運転免許本部長	

道路交通法第 9 0 条又は第 1 0 3 条の規定により、それぞれの運転免許を次のとおり処分する。

事 案 例	番 号	氏 名	決 定
移送事案		外 名	停 止 日
		外 名	
当庁事案		外 名	
		外 名	
		外 名	
		外 名	

(合計 名)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第9

決 定	年 月 日		
	東 京 都 公安委員会		

道路交通法第107条の5の規定により運転免許を次のとおり処分する。

被 処 分 者	本籍・国籍等			
	住 所			
	氏名生年月日			
	免 許 種 別		番 号	
	免 許 発 給 日	年 月 日	発給国等	
処 分 理 由				
決 定	禁 止 日			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

処理番号 第 号
平成 年 月 日

拒否、保留前歴通知等処理報告

氏名							職業				性別	男・女
							生年月日	年	月	日生	(歳)	
本籍・国籍等	都府 市郡 町村											
住所	市郡 町村						TEL ()					
免種許別	大型普通原	中型大自二その他 ()	準中型普自二	合格月日			年	月	日			
				交付月日			年	月	日			
免許証番号	第 号						公安委員会					
理由	下記点数通報書のとおり						年 月 日の交通違反で 前歴 回 累積点数 点 過去5年以内における取消歴等の有無 有・無 処分基準 該当 量定					
欠格期間等の算出	○取消日 ○最終処分違反行為 処分執行日 処分期間満了日 ○免許失効日 (年 月 日) ↔ (年 月 日) ↔ (年 月 日) 経過日数 (日) 欠格残日数 (日) 試験一部免除の場合 処分期間満了の翌日 免許合格から6か月以内の最終日 (年 月 日) (年 月 日)											
運転免許証と前歴通知を受け取りました。							年 月 日					
氏名							印					
卒業証明書の返還を受けました。							年 月 日					
氏名							印					
交付申請用証紙 (円) 講習手数料証紙 (円) を受領しました。							年 月 日					
氏名							印					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 1 1

決 定	年 月 日	
	東 京 都 公安委員会	

道路交通法第 9 0 条第 1 項ただし書き又は同条第 2 項の規定により、それぞれの運転免許を次のとおり処分する。

番号	氏 名	決 定		処 分 期 間	執 行 日	備 考
		拒否	保留			
1		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
2		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
3		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
4		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
5		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
6		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
7		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
8		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
9		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
1 0		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
1 1		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
1 2		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
1 3		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
1 4		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	
1 5		年	日	始期 年 月 日 満了日 年 月 日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 1 2

決 定	年 月 日	
	交 通 部 長 運転免許本部長	

道路交通法第 9 0 条第 1 項ただし書きの規定により、それぞれの運転免許を次のとおり処分する。

番 号	氏 名	決 定
		保 留
		6 0 日以上
	外 名	6 0 日未満

注 決定権者、処分種別及び処分日数の不必要な部分については、二重線を引くこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

通知 () 第 号

年 月 日

警 察 署 長 殿 (交通)

運 転 免 許 本 部 長

行 政 処 分 執 行 依 頼 書

みだしのことについては、運転免許に関する行政処分事務処理要綱（昭和
5 2 年 1 2 月 1 日通達甲（交. 免本. 行）第 1 1 2 号に基づき、次の者に対する
行政処分の執行を依頼する。

記

1 執行対象者及び処分内容

--	--

住 所			
職 業			
氏名、生年月日	年 月 日		
処 分 内 容	取消し 年	停止 日	再試験に係る取消し

2 執行期間

年 月 日～ 年 月 日

3 送付書類（○印を付したものを）

- (1) 運転免許取消処分書
- (2) 運転免許停止処分書
- (3) 出頭指定書
- (4) 免許証更新通知書
- (5) 行政処分執行要領
- (6) 行政処分執行結果通知書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

免許証（停止中）更新通知書

年 月 日

殿

警 視 庁 運 転 免 許 本 部 長

あなたの免許証は、年 月 日に有効期限が満了しますので、次により停止中の更新手続をして下さい。

記

- 1 更新手続きは、あなたの誕生日の前後 1 か月間できます。
 - 2 平日の午前 8 時 3 0 分～午後 2 時 0 0 分までの間に、() 試験場 階行政処分課 (番窓口) へおいで下さい。
 - 3 持参するもの
 - (1) 運転免許停止処分書
 - (2) 手数料
- 注 1) 他府県から都内に転入した方は、本籍の記載された住民票又は保険証等が必要です
- 注 2) この手続きを怠ると免許証が無効になります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

出頭指定書

年 月 日

殿

警視庁運転免許本部長

--	--

出頭年月日	年 月 日
出頭場所	

交付者	警察署	扱者印	
-----	-----	-----	--

- 注1 出頭するときは、免許証を持参し、車を運転して来ないで下さい。
- 2 代理人の出頭は、認められません。ただし、弁護人を同道することはかまいません。
- 3 聴聞又は意見の聴取を希望する人は、出頭時申し出てください。有利な証拠を提出する事ができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

通知 () 第 号
年 月 日

運転免許本部長殿 (行政処分課)

警 察 署 長

行政処分結果通知書

次の者に対し、運転免許の行政処分を執行・中止したので関係書類等を添えて通知する。

記

○ 被処分者

氏名、生年月日	年 月 日		
処 分 内 容	取消し 年	停止 日	再試験に係る取消し
執 行 年 月 日	年 月 日		
中 止 の 理 由			

--	--

○ 添付書類 (○印を付したものを)

執 行 し た と き	執 行 で き な い と き
<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 免許証更新通知書請求書 (該当者のみ) <input type="checkbox"/> 執行要領	<input type="checkbox"/> 運転免許取消処分書 <input type="checkbox"/> 運転免許停止処分書 <input type="checkbox"/> 執行要領

別記様式第17

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

東京都公安委員会 印

行政処分関係書類の送付について

住 所

氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

別記様式第17の2

第 号
年 月 日

警察本部長殿

警視庁運転免許本部長

運転免許証等の送付について

道府県公安委員会から行政処分を要する手配がある者の自動車運転免許証を下記のとおり保管したので送付致します。

記

保管年月日時	年 月 日午前・後 時 分
保管免許番号	第 号
被保管者住所	
被保管者氏名	
手配番号等	
連絡方法等	
保管場所	東京都
取扱者	警視庁 警察署 地域係 交機隊 自ら隊 係 階級氏名 中隊 (警電)
送付責任者	警視庁運転免許本部行政処分課 階級 氏名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号
年 月 日

警察本部長殿

警視庁運転免許本部長

違反等登録の抹消方について（依頼）

道府県公安委員会から行政処分を要すると認められる事案として、記録の送付を受けた下記の事案については、東京都公安委員会において審査の結果不処分としたから抹消登録されたく依頼します。

氏 名	送 致 警 察 署	事 件 番 号
理 由		
	扱 者	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第19

早期意見の聴取該当事案発生速報 (法令)																					
発信年月日		年 月 日 午 前後 時 分																			
発信者		署課隊 (所属コード)				取扱者氏名		(警電)													
受信者		事件番号																			
被 処 分 者	本籍											職業	TEL								
	住所																				
	氏名							性別	生年月日												
	氏名コード	-----						男・女	年 月 日 (歳)												
	免許種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型	中 型	普 通	大 特	け 引	大 型	中 型	準 中 型	普 通	違反車両
	一 種				二 種				仮 免				自家用・営業用 排気量(二輪車のみ) CC								
免許証	第											号	年 月 日 公委								
処 分 理 由																					
発生日時		年 月 日 午 前後 時 分																			
発生場所		区 町 丁目 番 号						路線名		(路線コード) ()											
違反行為		違反(法第 条第 項第 号) 被処分者は、年 月 日 午前・後 時 分ころ <input type="checkbox"/> 免許停止処分中(処分前歴 回、点数 点) <input type="checkbox"/> 免許外無免許(免許で を運転) ア 運転理由 イ 距離 現認～ 自認～																			
(端緒) 職質、検問、交通 取締り、110番通報 その他()		<input type="checkbox"/> 酒に酔い mg/l 正常、異常歩行 秒ふらつき ア どこで イ 何を ウ どの位 エ 何で運転 オ 事前告知、有・無 カ うがい、有・無																			
過去1年以内の 行政処分歴		処分年月日		処分日数		処分種別				短縮日数											
		. . .		日		法 令 ・ 事 故				日											
		. . .		日		法 令 ・ 事 故				日											
本件停止事案		年 月 日から 日第 号																			
意見の聴取日場所		年 月 日 午 前後 時 分																			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 2 0

早期意見の聴取該当事案通知書

年 月 日

運転免許本部長殿

警察署長 印

次の者について早期意見の聴取該当事案通知書を送付する。

本籍・国籍等	
住 所	
氏 名	
早期意見 の聴取該 当事案の 理由	年 月 日午前・後 時 分頃 区・市 丁目 番 付近における交通違反（事故）について
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第21

警視総監	副総監	交通部長

年 月 日

警 視 総 監 殿

運 転 免 許 本 部 長

行政処分事務処理結果

年 月中における運転免許の効力の停止等については、次のとおりであるから報告する。

種 別 専決区分	運 転 免 許 の 効 力 の 停 止 等	件 数
副 総 監	1 90日以上免許の効力の停止（弁明の機会の付与に係るもの及び暫定停止を除く。）	件
	2 前1の処分の際の聴聞等	件
交 通 部 長	1 60日以上免許の保留	件
	2 60日以上免許の効力の停止（90日以上免許の効力の停止であつて聴聞等に係るもの及び暫定停止を除く。）	件
	3 前1及び2の処分の際の弁明の機会の付与	件
運 転 免 許 本 部 長	1 60日未満の免許の保留	件
	2 暫定停止	件
	3 60日未満の免許の効力の停止（暫定停止を除く。）	件
	4 前1から3までの処分の際の弁明の機会の付与	件
	5 免許の保留及び免許の効力の停止（暫定停止を除く。）の期間の短縮	件
	6 暫定停止の解除	件

注 この報告は、東京都道路交通規則第24条の2の規定に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程（昭和48年3月31日訓令甲第8号）による。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(表)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">意見の聴取通知書</p> <p style="margin: 0;">第 年 月 日 号</p> <p style="margin: 0;">殿</p> <p style="margin: 0; font-weight: bold;">東京都公安委員会</p>								
<p>あなたに対する下記理由による処分に係る道路交通法第 104 条第 1 項の規定による意見の聴取を下記により行いますから、定刻までに出席されるよう通知します。</p>								
意見の聴取日時	年 月 日 (受 付) 時 分							
意見の聴取場所								
<p>処 分 を し よ う と す る 理 由</p>								
<p style="text-align: center;">年 月 日 時 ころ</p> <p>における交通違反（交通事故）により、つぎのとおり行政処分の基準に該当することとなったためです。</p>								
処 分 理 由	違反（事故）発生年月日	違反行為等の種別	交通事故の種別					点数
			物	傷	死	軽	重	
過去 5 年以内における 取消歴等の有無	有・無	過去 3 年以内の 行政処分歴	回	累積点数			点	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を同封の受領書で至急回答してください。
- 2 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、同封の代理人資格証明書に代理人の住所、氏名その他の必要事項を記入し、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 あなたが代理人に委任することなく出席しなかった場合又はあなたが委任したにもかかわらずその代理人が出席しなかった場合で、正当な理由がないときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の住所、氏名、あなたとの関係、補佐する事項その他の必要事項を記載した同封の補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁（運転免許本部行政処分課経由）に提出して許可を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書、印鑑及び運転免許証等（停止処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。意見の聴取終了後、停止処分中の方などを除き、当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車を運転しての来場は控えてください。当方で自動車等をお預かりすることはできません。
- 7 意見の聴取は日本語で行われますので、必要な場合は通訳人を連れてお越しください。通訳人がいない場合は、下記連絡先へ連絡してください。
 - 東京都品川区東大井1-12-5
警視庁運転免許本部 行政処分課 処分執行第一係
電話 03-6717-3137（代表）
- 8 指定された日時に出席できなかった方は14日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後4時までの間に下記運転免許本部のいずれかへお越しください。ただし、現在停止処分中の方は、停止処分が終わってから起こしください。
 - 東京都品川区東大井1-12-5
警視庁運転免許本部 行政処分課（鮫洲運転免許試験場内）
電話 03-6717-3137（代表）
 - 東京都府中市多磨町3-1-1
警視庁運転免許本部 行政処分課（府中運転免許試験場内）
電話 042-362-3591（代表）
 - 東京都江東区新砂1-7-24
警視庁運転免許本部 行政処分課（江東運転免許試験場内）
電話 03-3699-1151（代表）

(表)

意見の聴取通知書

第 年 月 日 号 号

殿

警 視 総 監

<p>あなたに対する下記理由による処分に係る道路交通法第104条第1項の規定による意見の聴取を下記により行いますから、定刻までに出席されるよう通知します。</p>								
意見の聴取日時	年 月 日 (受付)					時 分		
意見の聴取場所								
<p>処 分 を し よ う と す る 理 由</p>								
<p>年 月 日 時 ころ</p> <p>における交通違反（交通事故）により、次のとおり行政処分の基準に該当することとなったためです。</p>								
処 分 理 由	違反（事故）発生年月日	違反行為等の種別	交通事故の種別					点数
			物	傷	死	軽	重	
		過去3年以内の 行政処分歴	回	累積点数		点		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を同封の受領書で至急回答してください。
- 2 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、同封の代理人資格証明書に代理人の住所、氏名その他の必要事項を記入し、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 あなたが代理人に委任することなく出席しなかった場合又はあなたが委任したにもかかわらずその代理人が出席しなかった場合で、正当な理由がないときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の住所、氏名、あなたとの関係、補佐する事項その他の必要事項を記載した同封の補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁（運転免許本部行政処分課経由）に提出して許可を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書、印鑑及び運転免許証等（停止処分中の場合は運転免許停止処分書）を持参してください。意見の聴取終了後、停止処分中の方などを除き、当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車を運転しての来場は控えてください。当方で自動車等をお預かりすることはできません。
- 7 意見の聴取は日本語で行われますので、必要な場合は通訳人を連れてお越しください。通訳人がいない場合は、下記連絡先へ連絡してください。
 - 東京都品川区東大井 1-12-5
警視庁運転免許本部 行政処分課 処分執行第二係
電話 03-6717-3137（代表）
- 8 指定された日時に出席できなかった方は14日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後4時までの間に下記運転免許本部のいずれかへお越しください。ただし、現在停止処分中の方は、停止処分が終わってから起こしください。
 - 東京都品川区東大井 1-12-5
警視庁運転免許本部 行政処分課（鮫洲運転免許試験場内）
電話 03-6717-3137（代表）
 - 東京都府中市多磨町 3-1-1
警視庁運転免許本部 行政処分課（府中運転免許試験場内）
電話 042-362-3591（代表）
 - 東京都江東区新砂 1-7-24
警視庁運転免許本部 行政処分課（江東運転免許試験場内）
電話 03-3699-1151（代表）

別記様式第23

(表)

意見の聴取通知書						初心運転者	
殿						第 号 年 月 日	
東京都公安委員会							
道路交通法第104条の2の2第6項の規定に基づき、あなたに対する意見の聴取を下記により行いますから、定刻までに出席されるよう通知します。							
意見の聴取日時	年 月 日 (受付)					時 分	
意見の聴取場所							
処 分 を し よ う と す る 理 由							
違 反 内 容	違反(事故)発生年月日	違反行為等の種別	交通事故の種別				点数
			物	傷	死	軽	重
該当免許種別						合計点数 点	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

留 意 事 項

- 1 出席の有無を同封の受領書で至急回答してください。
- 2 あなたが出席できないときは、代理人を出席させることができます。
なお、代理人を出席させるときは、同封の代理人資格証明書に代理人の住所、氏名その他の必要事項を記入し、意見の聴取の期日までに提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
なお、再試験の通知を受けた日の翌日から1か月以内に再試験を受けなかったことについてやむを得ない理由のあるときは、その理由を証明する書類を提出することができます。
- 4 あなたが代理人に委任することなく出席しなかった場合又はあなたが委任したにもかかわらずその代理人が出席しなかった場合で、正当な理由がないときは、意見の聴取を行ったものとして処分を決定します。
- 5 意見の聴取の期日において、補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の住所、氏名、あなたとの関係、補佐する事項その他の必要事項を記載した同封の補佐人出頭許可申請書等を意見の聴取の期日までに行政庁（運転免許本部運転者教育課経由）に提出を受けてください。
- 6 当日は、意見の聴取通知書、印鑑及び運転免許証等を持参してください。意見の聴取終了後、当日から行政処分を行う予定ですから、自動車又は原動機付自転車を運転しての来場は控えてください。当方で自動車等をお預かりすることはできません。
- 7 意見の聴取は日本語で行われますので、必要な場合は通訳人を連れてお越しください。通訳人がいない場合は、下記連絡先へ連絡してください。
 - 東京都品川区東大井1-12-5
警視庁運転免許本部 運転者教育課 講習第一係
電話 03-6717-3137（代表）
- 8 指定された日時に出席できなかった方は速やかに下記運転免許本部のいずれかへお越しください。ただし、受付時間は、日曜日、土曜日及び休日を除く日の午前8時30分から午後4時までの間とします。
 - 東京都品川区東大井1-12-5
警視庁運転免許本部 運転者教育課（鮫洲運転免許試験場内）
電話 03-6717-3137（代表）
 - 東京都府中市多磨町3-1-1
警視庁運転免許本部 行政処分課（府中運転免許試験場内）
電話 042-362-3591（代表）
 - 東京都江東区新砂1-7-245
警視庁運転免許本部 行政処分課（江東運転免許試験場内）
電話 03-3699-1151（代表）

別記様式第24

代理人資格証明書

年 月 日

東京都公安委員会
警視総監 殿

住所

氏名

印

意見の聴取
弁明 通知書（ 年 月 日付け第 号）に

おいて行われる意見の聴取
に係る弁明の機会の付与 については、下記の者を代理人として選任し、

私のために意見の聴取
弁明の機会の付与 に関する一切の行為をすることを委任します。

記

意見の聴取 弁明 の件名	道路交通法違反（ ）
住 所	
氏 名	電話（ ）
当事者との関係	

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

代理人資格喪失届出書

年 月 日

東京都公安委員会
警 視 総 監 殿

住所
氏名 印

意見の聴取
弁明 通知書（ 年 月 日付け第 号）に

において行われる意見の聴取
に係る弁明の機会の付与 については、下記の者が代理人の資格を失った

ので届け出ます。

記

意見の聴取 弁明 の件名	道路交通法違反（ ）
住 所	
氏 名	電話（ ）

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

	第 号
補佐人出頭許可申請書	
年 月 日	
東京都公安委員会 殿	
警 視 総 監	
住所	
氏名 印	
年 月 日 において行われる意見の聴取については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。	
記	
意見の聴取の件名	道路交通法違反 ()
住 所	
氏 名	(歳)
	職業 電話 ()
補佐する事項	

- 備考1 不要の文字は、横線で消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

	第 号 年 月 日
補佐人出頭許可書	
殿	
東京都公安委員会 警視総監	
年 月 日 において行われる意見の聴取の補佐人出頭 許可申請については、下記のとおり許可しますので通知します。	
記	
許可内容	別添 補佐人出頭許可申請書（写）のとおり
許可条件	1 意見の聴取の受付に際しては、立会警察官の指示に従うこと。 2 意見の聴取の実施中は主宰者の指示に従うこと。 3 この許可書及び身分証明書（運転免許証等写真を添付したものを 持参すること。） 4 意見の聴取の開始から終了するまで、この許可書を常時携帯し提 示を求められた場合は、これに従うこと。 5 この許可書を他人に使用させないこと。
備考	備考1 申請者に対し、許可内容等につき電話連絡をした場合は、その旨を備考欄に記 入すること。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

備考1 申請者に対し、許可内容等につき電話連絡をした場合は、その旨を備考欄に記入すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

	第	号
意見の聴取期日（場所）	変更通知書	
弁 明 日 時（場所）		
	年	月 日
殿		
	東京都公安委員会	
年 月 日	において行うこととしていた	
意見の聴取期日（場所）	については、下記のとおり変更したので通知します。	
弁 明 日 時（場所）		
記		
意見の聴取 弁 明	の件名 道路交通法違反（ ）	
	変 更 前	変 更 後
意見の聴取の期日 弁 明 の 日 時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所 弁 明 の 場 所		
備 考		

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 2 変更内容を電話等により事前にした場合は、備考欄にその旨を記載すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 号

意見の聴取続行通知書

年 月 日

殿

主宰者の職名及び氏名

印

年 月 日 において行った意見の聴取を下記のとおり

続行するので通知します。

記

意見の聴取 の件名	道路交通法違反（ ）
意見の聴取 の期日	年 月 日 時 分から
意見の聴取 の場所	

備考1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 3 2

意見の聴取調書

主宰者	階 級	氏 名	印

件 名	<input type="checkbox"/> 道路交通法第 1 0 3 条第 1 項第 5 号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第 1 0 3 条第 2 項第 号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第 1 0 4 条の 2 の 2 第 2 項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第 1 0 7 条の 5 第 1 項第 2 号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第 1 0 7 条の 5 第 2 項第 号
-----	--

- 意見の聴取の期日及び場所
 - 出頭した当事者の氏名及び住所
 - 当事者の陳述の要旨（弁明等）
 - 提出された証拠の標目
 - その他参考とすべき事項
- } 別紙のとおり

立会者 階級及び氏名	作 成 者	備 考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第33

(表)

<p>意見の聴取調書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">主宰者の職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
意見の聴取の件名	<input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第5号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項第 号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第104条の2の2第2項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第1項第2号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第2項第 号
意見の聴取の期日	年 月 日 (第 号)
意見の聴取の場所	
当事者又は代理人の住所及び氏名	
補佐人等の住所及び氏名	
提出された証拠の標目	
当事者・代理人・補佐人・参考人・関係人の陳述の要旨	
取扱者	階級 氏名

注 所定の欄に記載することができないときは、裏面の補助用紙に記載すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

補 助 用 紙

当事者・代理人・補佐人・参考人・関係人の陳述の要旨

その他参考となるべき事項

弁 明 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

東 京 都 公 安 委 員 会

あなたに対する下記の理由による処分に係る
 道路交通法第90条第4項 の規定により、
 道路交通法第90条第7項
 弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与しますから通知します。

記

弁明の日時	年 月 日 午 前後 時 分 ~ 午 前後 時 分					
弁明の場所						
根拠となる法令の条項						
理 由	処分理由					
	違反行為等の発生日		違反行為等の種別			点数
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
過去5年以内における取消歴等の有無	有無	過去3年以内における前歴の回数	回	累積点数		

- 注1 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明の日時までには弁明書を提出して行うことができます。
- 2 代理人を出席させるときは、弁明の日時までには同封の代理人資格証明書に代理人の住所、氏名その他の必要事項を記入して提出してください。
- 3 あなたが弁明書の提出及び代理人への委任のいずれもせずに欠席した場合又は委任した代理人が欠席した場合で、正当な理由がないときは、弁明を行ったものとして処分を決定します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

弁 明 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

警 視 総 監

あなたに対する下記の理由による処分に係る
 道路交通法第90条第4項 の規定により、
 道路交通法第90条第7項
 弁明及び有利な証拠の提出の機会を付与しますから通知します。

記

弁明の日時	年 月 日 午 前後 時 分 ~ 午 前後 時 分					
弁明の場所						
根拠となる法令の条項						
理 由	処分理由					
	違反行為等の発生日	違反行為等の種別			点数	
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
過去5年以内における取消歴等の有無	有無	過去3年以内における前歴の回数	回	累積点数		

- 注1 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明の日時までには弁明書を提出して行うことができます。
- 2 代理人を出席させるときは、弁明の日時までには同封の代理人資格証明書に代理人の住所、氏名その他の必要事項を記入して提出してください。
- 3 あなたが弁明書の提出及び代理人への委任のいずれもせずに欠席した場合又は委任した代理人が欠席した場合で、正当な理由がないときは、弁明を行ったものとして処分を決定します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

指定旅客自動車教習所に対する指定取消上申書

次の者は、東京都道路交通規則第31条第1項の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので上申する。

名称及び所在地 並びに設置者又は 管理者の氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意見	

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

指定旅客自動車教習所に対する修了証明書発行禁止上申書

次の者は、東京都道路交通規則第31条第1項の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので上申する。

名称及び所在地 並びに設置者又は 管理者の氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意見	

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

指定自動車教習所に対する指定取消上申書

次の者は、道路交通法第条100条^{第1項}_{第2項}の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので上申する。

名称及び所在地 並びに設置者又は 管理者の氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意見	

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

指定自動車教習所に対する ^{卒業証明書} 発行禁止上申書
^{修了証明書}

次の者は、道路交通法第100条 ^{第1項} ^{第2項}の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので上申する。

名称及び所在地 並びに設置者又は 管理者の氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
処分期間	
意見	

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

技能検定員資格者証
教習指導員資格者証 返納命令上申書

次の者は、道路交通法第99条の2第5項
第99条の3第5項の規定に基づく処分対象事案に該当すると認

められるので上申する。

技能検定員又は 教習指導員の 住所及び氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意 見	

別記様式第41

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

教習指導員資格者証返納命令上申書

次の者は、東京都道路交通規則第31条第7項の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので上申する。

教習指導員の 住所及び氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意見	

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

指定旅客自動車教習所に対する^{適合}命令上申書
_{監督}

次の者は、東京都道路交通規則第31条第2項の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので上申する。

名称及び所在地 並びに設置者又は 管理者の氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意見	

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

指定自動車教習所に対する^{適合}命令上申書
監督

次の者は、道路交通法第99条の7^{第1項}_{第2項}の規定に基づく処分対象事案に該当すると認

められるので上申する。

名称及び所在地 並びに設置者又は 管理者の氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意見	

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

届出自動車教習所が行う教習課程の指定取消上申書

次の者は、届出自動車教習所が行う教習課程の指定に関する規則第8条第1項の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので上申する。

名称及び所在地 並びに設置者又は 管理者の氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意 見	

上申（ ）第 号
年 月 日

東京都公安委員会 殿

運転免許本部長 印

運転免許取得者教育の認定取消上申書

次の者は、道路交通法第108条の32の2第5項の規定に基づく処分対象事案に該当すると認められるので上申する。

名称及び所在地 並びに代表者の 氏名	
処分対象行為と 認められた事案	
意 見	